

茨城県報

第7615号

昭和62年12月24日

木曜日

目次

告示

	ページ
●救急病院等の申出の撤回(医療整備課).....	1
●救急医療協力診療所の指定取消し(").....	2
●新規土地改良事業の審査(農地管理課).....	2
●道路の区域変更(4件)(道路維持課).....	2
●急傾斜地崩壊危険区域の指定(ダム砂防課).....	4
●都市計画事業の変更(2件)(下水道課).....	6
●土地改良法に基づく換地処分(土地改良事業所).....	8
(大規模小売店舗審議会)	
●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示.....	8
(公安委員会)	
●交通規制の一部改正(2件).....	9
(選挙管理委員会)	
●漁業法に基づく委員の解職の請求における連署を要すべき選挙権を有する者の法定数.....	12

公告

●予防接種の業務を行う医師(保健予防課).....	12
●漁船損害等補償法施行令に基づく発起届(水産施設課).....	12
●宅地開発事業の工事完了(建築指導課).....	13
●開発行為の工事完了(4件)(").....	13
●道路位置の指定(").....	14
●道路位置の廃止(").....	15

正誤

●昭和48年4月1日付け茨城県報号外第(12)中.....	15
-------------------------------	----

告示

茨城県告示第1719号

救急病院等を定める省令の一部を改正する省令(昭和62年厚生省令第2号。以下「一部改正省令」という。)による改正前の救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)(以下「旧省令」という。)第1条に規定する救急病院又は救急診療所である次の病院又は診療所については、その開設者から一部改正省令附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧省令第2条の規定による申出の撤回があったので、同条の規定により告示する。

昭和62年12月24日

茨城県知事 竹内 藤 男

名 称	所 在 地
宗 仁 会 第 二 病 院	北相馬郡藤代町大字岡1462
青 木 胃 腸 科 外 科 医 院	石岡市国府3丁目4の6

~~~~~

**茨城県告示第1720号**

次の救急医療協力診療所については、その開設者から茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第2条の規定による申出の撤回があったので、同規則第4条第1項の規定により、同規則第3条の指定を取り消した。

昭和62年12月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 名 称     | 所 在 地       |
|---------|-------------|
| 飯 泉 医 院 | 牛久市田宮町140-4 |

~~~~~

茨城県告示第1721号

猿島町長木村好から昭和62年10月30日付けで認可申請のあった生子菅地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第196号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和62年12月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
生子菅地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和62年12月25日から昭和63年1月23日まで
- 3 縦覧の場所 猿島町役場

~~~~~

**茨城県告示第1722号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は昭和62年12月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年12月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 小山菅生小絹停車場線
- 3 道路の区域

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員                                  | 延 長                          | 摘 要                     |
|-----------------------------------------|------|----------------------------------------|------------------------------|-------------------------|
| 水海道市菅生町5350番2地先から                       | 旧    | 最大 <small>メートル</small> 7.20<br>最小 4.00 | <small>メートル</small> 4,406.00 | 水海道市へ移管<br>(延長 1,789 m) |
| 水海道市内守谷町4774番2地先まで                      |      | 最大 38.90<br>最小 13.20                   | 3,150.00                     |                         |
| 水海道市菅生町1947番1地先から<br>水海道市内守谷町4774番2地先まで | 新    | 最大 7.00<br>最小 5.00                     | 1,821.00                     |                         |
| 水海道市菅生町5350番2地先から<br>水海道市内守谷町4774番2地先まで |      | 最大 38.90<br>最小 13.20                   | 3,150.00                     |                         |

茨城県告示第1723号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は昭和62年12月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年12月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 八郷稲田線
- 3 道路の区域

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員                                   | 延 長                          | 摘 要     |
|-----------------------------|------|-----------------------------------------|------------------------------|---------|
| 新治郡八郷町大字大塚字池袋2135番<br>4地先から | 旧    | 最大 <small>メートル</small> 11.10<br>最小 4.30 | <small>メートル</small> 1,402.00 | 旧道移管のため |
|                             |      | 最大 33.00<br>最小 11.00                    | 1,263.00                     |         |
| 新治郡八郷町大字大塚字山の神2228<br>番地まで  | 新    | 最大 33.00<br>最小 11.00                    | 1,263.00                     |         |

茨城県告示第1724号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は昭和62年12月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年12月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 下妻真壁線  
 3 道路の区域

| 区 間                      | 旧新<br>の別 | 敷地の幅員                       | 延 長      | 摘 要 |
|--------------------------|----------|-----------------------------|----------|-----|
| 下妻市大字下妻字本宿<br>2831番1地先から | 旧        | 最大 <small>メートル</small> 8.00 | 1,460.00 |     |
|                          |          | 最小 4.50                     |          |     |
| 下妻市大字大串字六反田<br>106番地先まで  | 新        | 最大 8.00                     | 1,460.00 |     |
|                          |          | 最小 4.50                     |          |     |
|                          | 最大 30.00 | 1,400.00                    |          |     |
|                          | 最小 12.00 |                             |          |     |

茨城県告示第1725号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は昭和62年12月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年12月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 常陸太田烏山線  
 3 道路の区域

| 区 間                          | 旧新<br>の別 | 敷地の幅員                        | 延 長    | 摘 要              |
|------------------------------|----------|------------------------------|--------|------------------|
| 久慈郡水府村大字松平字松平<br>364番地先から    | 旧        | 最大 <small>メートル</small> 28.00 | 500.00 |                  |
|                              |          | 最小 5.00                      |        |                  |
| 久慈郡水府村大字棚谷字出羽峯<br>1987番1地先まで | 新        | 最大 34.00                     | 500.00 | 現道拡幅及び迂回路<br>の設置 |
|                              |          | 最小 11.00                     |        |                  |
|                              | 最大 17.00 | 521.50                       |        |                  |
|                              | 最小 6.40  |                              |        |                  |

茨城県告示第1726号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部ダム砂防課及び茨城県高萩土木事務所において縦覧に供する。

昭和62年12月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 区域の名称

岩崎急傾斜地崩壊危険区域

2 土地の範囲

次に掲げる土地に存する標柱1号から25号までを順次結んだ線及び標柱25号と1号とを結んだ線に囲まれた区域

| 市 名  | 町 名   | 字 名 | 地 番 等                | 標柱番号 | 備 考    |
|------|-------|-----|----------------------|------|--------|
| 北茨城市 | 磯原町大塚 | 岩 崎 | 2441-1<br>農道<br>農道   | ①    | 各々の交点  |
| 〃    | 〃     | 〃   | 2777-2<br>2778-1     | ②    | 境界線上の点 |
| 〃    | 〃     | 〃   | 2780-1               | ③    |        |
| 〃    | 〃     | 〃   | 2780-1               | ④    |        |
| 〃    | 〃     | 〃   | 2780-1<br>農道         | ⑤    | 境界線上の点 |
| 〃    | 〃     | 〃   | 2429-3<br>農道         | ⑥    | 〃      |
| 〃    | 〃     | 〃   | 2429-3<br>農道         | ⑦    | 〃      |
| 〃    | 〃     | 〃   | 2429-3<br>農道         | ⑧    | 〃      |
| 〃    | 〃     | 〃   | 農道<br>農道<br>水路       | ⑨    | 各々の交点  |
| 〃    | 〃     | 〃   | 農道<br>水路             | ⑩    | 境界線上の点 |
| 〃    | 〃     | 〃   | 2428<br>農道<br>水路     | ⑪    | 各々の交点  |
| 〃    | 〃     | 〃   | 2428<br>農道<br>水路     | ⑫    | 〃      |
| 〃    | 〃     | 〃   | 2431-2<br>農道         | ⑬    | 境界線上の点 |
| 〃    | 〃     | 〃   | 2431-1<br>農道         | ⑭    | 〃      |
| 〃    | 〃     | 〃   | 2431-1<br>農道         | ⑮    | 〃      |
| 〃    | 〃     | 〃   | 2431-1<br>2432<br>農道 | ⑯    | 各々の交点  |

|      |       |     |                        |   |        |
|------|-------|-----|------------------------|---|--------|
| 北茨城市 | 磯原町大塚 | 岩 崎 | 2432<br>農道             | ⑰ | 境界線上の点 |
| "    | "     | "   | 2432<br>農道             | ⑱ | "      |
| "    | "     | "   | 2432<br>農道             | ⑲ | "      |
| "    | "     | "   | 2441-1<br>農道<br>農道     | ⑳ | 各々の交点  |
| "    | "     | "   | 2441-2<br>農道           | ㉑ | 境界線上の点 |
| "    | "     | "   | 県道・<br>里見南中郷停車場線<br>農道 | ㉒ | 各々の交点  |
| "    | "     | "   | 県道・<br>里見南中郷停車場線       | ㉓ | 境界線上の点 |
| "    | "     | "   | 県道・<br>里見南中郷停車場線       | ㉔ | "      |
| "    | "     | "   | 県道・<br>里見南中郷停車場線<br>農道 | ㉕ | 各々の交点  |

茨城県告示第1727号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第1項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和62年12月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 岩 井 市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
岩井・境都市計画下水道事業岩井市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和54年1月29日から  
昭和71年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 昭和54年1月29日茨城県告示第120号の事業地のうち大字岩井字佐土ヶ島を削る。
  - (2) 使用の部分 昭和54年1月29日茨城県告示第120号のとおり。

茨城県告示第1728号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第1項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和62年12月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施行者の名称 つくば市

2 都市計画事業の種類及び名称

研究学園都市計画下水道事業つくば市公共下水道

3 事業施行期間 昭和52年6月30日から昭和68年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和58年4月4日付茨城県告示第604号，昭和60年2月7日付茨城県告示第210号

昭和62年2月5日付茨城県告示第228号，昭和62年3月26日付茨城県告示第602号の事業地から次の事業地を削除する。

つくば市大字金田字上宿，字中宿，字下宿，字入坪，大字横町字下宿，字小山，大字栄字下宿，字栄，大字大字道ノ下，字大，大字中根字前田，字中根，大字松塚字松塚，大字妻木字淵木，字大地下，字桑原，字堂山，字谷原，字六反田，字天神下，字西ノ下，字前田，字下ノ内，字諏訪ノ崎，大字倉掛字明神門，字杉苗，字倉掛，大字大角豆字大角豆，字池下，字姥久保，字向へ，字サイカ千堂，字南部，大字上広岡字野田，字入原，字榎本，字大久保，大字下広岡字宇寄居，字松下，字向山，字下田地内

(2) 使用の部分

昭和58年4月4日付茨城県告示第604号，昭和60年2月7日付茨城県告示第210号

昭和62年2月5日付茨城県告示第228号，昭和62年3月26日付茨城県告示第602号の事業地に次の事業地を追加する。

つくば市大字横町字寺家前，大字大字中山，字北ノ前，字坪ノ内，字白畑，字戸崎，字南，字中ノ条，字長諏訪，字筑波，字天王，字伊丹堂，字塚越，大字松塚字ツショウ，字里ノ後，字里ノ内，字境内，字中坪，字西坪，字内手，字前住，字前畑，字宮ノ内，字宮ノ後，字宮ノ前，字前ノ塚，字内手坪，字鳥城，字寺屋前，字中道，大字上ノ室上ノ室，字西ノ坪，字西ノ後，字稲荷脇，字西ノ前，字堂ノ下，字堂ノ脇，字タリカワ，字堂ノ前，字山ノ内，字八幡脇，字八幡前，字八幡，字八幡後，字中坪，字中坪ノ内，字愛宕山，字中坪前，字中，字台ノ門，字荒井台，字荒井，字前坪，字前ノ後，字前ノ下，字観音，字ソリ町，字定町，字前久保，字敝死捨場，大字金田字八坂形，字延縄，字館下，大字大角豆字中根，字小谷ツ，字嶋前，大字古来字屋敷，字西浦，字島ノ前，字北ノ崎，字屋畑，字太田，大字吉瀬字広岡後，字向山，字坂ノ上，字中郷，字清水，字堂山，字東池ノ上，字山下，字東池，字東，字宮ノ後，字下田，字池ノ台地内

## 茨城県告示第1729号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営土地改良事業梶無地区第1換地区に係る換地処分をした。

昭和62年12月24日

茨城県石岡台地土地改良事業所長 古 賀 清 司

~~~~~

（大規模小売店舗審議会）

茨城県大規模小売店舗審議会告示第39号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

昭和62年12月24日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 草 野 眞 男

- 1 届出者の氏名又は名称
安全商事株式会社
 - 2 届出者の住所
水戸市千波町1905番地
 - 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
総合日曜大工センターアンゼン見和店
水戸市見和1-317-2
 - 4 現在の閉店時刻
午後7時
 - 5 繰下げ後の閉店時刻
午後8時
 - 6 閉店時刻の繰下げを行う年月日
昭和63年2月9日
- ~~~~~

(公安委員会)

茨城県公安委員会告示第49号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項の規定により、茨城県公安委員会が行う交通規制（昭和45年茨城県公安委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

昭和62年12月24日

茨城県公安委員会委員長 菊池信弘

別表第1 日立警察署管内の表中173の項を次のように改める。

173	県道 日立停車場線	日立市神峰町一丁目10番11号先	神峰町1丁目
-----	--------------	------------------	--------

同表 筑波学園警察署管内の表中211の項の次に次のように加える。

212	県道 土浦大穂線	つくば市大字金田2166番の1先	金田
-----	-------------	------------------	----

茨城県公安委員会告示第50号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項の規定により、茨城県公安委員会が行う交通規制（昭和45年茨城県公安委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

昭和62年12月24日

茨城県公安委員会委員長 菊池信弘

別表第6 高速道路交通警察隊（東関東自動車道）の表に次のように加える。

番号	道路名	制限区間	延長 (メートル)	制限 時間	対象
1	東関東自動車道 インターチェンジ ランプウェイ (オフランプ)	行方郡潮来町大字延方字延方前3930番先から同町大字延方字延方前3929番先まで（本線終了部から料金所まで）	75	終日	自動車
2	東関東自動車道 インターチェンジ ランプウェイ (オフランプ)	行方郡潮来町大字延方字延方前3929番先から同町大字延方字延方前3725番の1先まで（料金所から接続町道潮来町方面へのオフランプ終了部まで）	215	終日	自動車
3	東関東自動車道 インターチェンジ ランプウェイ (オフランプ)	行方郡潮来町大字延方字延方前3750番の1先から同町大字延方字延方前3885番の2先まで（オフ・オンランプ合流点から接続県道神栖町方面へのオフランプ終了部方向へ）	500	終日	自動車

4	東関東自動車道 (オンランプ)	行方郡潮来町大字延方字延方前3809番先から同町大字延方字延方前3750番の1先まで(接続道路潮来町方面からのオンランプ開始部からオフランプ入口の合流点方向へ)	460	終 日	自 動 車
5	東関東自動車道 (オンランプ)	行方郡潮来町大字延方字延方前3755番の1先から同町大字延方字延方前3929番先まで(接続県道神栖町方面からのオンランプ開始部から料金所方向へ)	210	終 日	自 動 車
6	東関東自動車道 (オンランプ)	行方郡潮来町大字延方字延方前3929番先から同町大字延方字延方前3976番の3先まで(料金所から上り本線合流点方向へ)	75	終 日	自 動 車

別表第7 高速道路交通警察隊(東関東自動車道)の表に次のように加える。

番号	禁 止 の 場 所 (交差点の通称名)	禁 止 の 内 容	禁 止 時 間	対 象
1	行方郡潮来町大字延方字延方前3725番の1先 (潮来町方面へのオフランプ終了部合流点)	潮来町方面から料金所方面への左折及び潮来町方面からの右折を禁止	終 日	自 動 車
2	行方郡潮来町大字延方字延方前3809番先から同町大字延方字延方前3750番の1先まで (接続町道潮来町方面からのオンランプ開始部からオフランプ入口の合流点まで)	神栖町方面からオフランプ方面への右折及び国道51号方面からオフランプ方面への左折を禁止	終 日	自 動 車

別表第12 高速道路交通警察隊(東関東自動車道)の表に次のように加える。

番号	道 路 名	指 定 区 間	延 長 (メ ートル)	最高速度 (キロメ ートル) 毎 時	制 限 時 間	対 象
1	東関東自動車道 (下り本線)	行方郡潮来町大字潮来字十番6736番の2先から同町日の出1丁目47番先まで(潮来高架橋北側から日の出第1号橋南側の地点まで)	485	80	終 日	自 動 車
2	東関東自動車道 (下り本線)	行方郡潮来町日の出1丁目47番先から同町大字延方字延方前3949番の2先まで(日の出第1号橋南側の地点から日の出第2号橋北側の地点まで)	400	60	終 日	自 動 車
3	東関東自動車道 (下り本線)	行方郡潮来町大字延方字延方前3949番の2先から同町大字延方字延方前3930番先まで(日の出第2号橋北側の地点から本線終了部まで)	281	40	終 日	自 動 車
4	東関東自動車道 (上り本線)	行方郡潮来町大字延方字延方前3930番先から同町大字延方字延方前3976番の3先まで(本線開始部から日の出第2号橋北側の地点まで)	306	40	終 日	自 動 車

5	東関東自動車道 インターチェン ジャンプウェイ (オフランプ)	行方郡潮来町大字延方字延方前3930 番先から同町大字延方字延方前3929 番先まで（本線終了部から料金所ま で）	75	40	終日	自動車
6	東関東自動車道 インターチェン ジャンプウェイ (オフランプ)	行方郡潮来町大字延方字延方前3929 番先から同町大字延方字延方前3725 番の1先まで（料金所から接続町道 潮来町方面へのオフランプ終了部ま で）	215	40	終日	自動車
7	東関東自動車道 インターチェン ジャンプウェイ (オフランプ)	行方郡潮来町大字延方字延方前3750 番の1先から同町大字延方字延方前 3885番の2先まで（オフ・オンラン プ合流点から接続県道神栖町方面へ のオフランプ終了部まで）	500	40	終日	自動車
8	東関東自動車道 インターチェン ジャンプウェイ (オンランプ)	行方郡潮来町大字延方字延方前3809 番先から同町大字延方字延方前3750 番の1先まで（接続町道潮来町方面 からのオンランプ開始部からオフ ランプ入口の合流点まで）	460	40	終日	自動車
9	東関東自動車道 インターチェン ジャンプウェイ (オンランプ)	行方郡潮来町大字延方字延方前3755 番の1先から同町大字延方字延方前 3929番先まで（接続県道神栖町方面 からのオンランプ開始部から料金所 まで）	210	40	終日	自動車
10	東関東自動車道 インターチェン ジャンプウェイ (オンランプ)	行方郡潮来町大字延方字延方前3929 番先から同町大字延方字延方前3976 番の3先まで（料金所から上り本線 合流点まで）	75	40	終日	自動車

別表第31 高速道路交通警察隊（東関東自動車道）の表に次のように加える。

番号	道路名	指定区間	延長 (メー トル)	車両通行帯 の名称	指定 時間
1	東関東自動車道 (上り本線)	行方郡潮来町日の出1丁目5番の4 先から同町大字潮来字十四番5207番 の3先まで (日の出第2号橋南側110メートル の地点から茨城・千葉県境までの間)	1,700	道路の左側端 から数えて、 1番目の通行 帯を「第1車 両通行帯」、 2番目の通行 帯を「第2車 両通行帯」と する。	終日
2	東関東自動車道 (下り本線)	行方郡潮来町大字潮来字十四番5207 番の3先から同町日の出1丁目5番 の4先まで (千葉・茨城県境から日の出第1号 橋北側90メートルの地点まで)	1,635	道路の左側端 から数えて、 1番目の通行 帯を「第1車 両通行帯」、 2番目の通行 帯を「第2車 両通行帯」と する。	終日

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第80号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく委員の解職の請求における連署を要すべき選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

昭和62年12月24日

茨城県選挙管理委員会
委員長 八木下 繁 一

茨城海区漁業調整委員会委員 1,842人

霞ヶ浦・北浦海区漁業調整委員会委員 2,053人

公 告

●予防接種の業務を行う医師

茨城県下全市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条、第6条又は第9条の規定により行う予防接種については、当該市町村長が集団接種として行うほか、次に掲げる医師が次に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第4条第3項の規定に基づき、公告する。

昭和62年12月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

水戸保健所管内

医 師 名 病 院 名 所 在 地
牧 野 洋 北水会病院 水戸市河和田町3003-1

●漁船損害等補償法施行令に基づく発起届

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

昭和62年12月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 届 出 事 項

発起人の住所及び氏名	加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の 申し出をする漁業協同組合
鹿島郡波崎町9556-1 伊 藤 喜 芳ほか2名	波 崎	波 崎 漁 業 協 同 組 合
鹿島郡波崎町9551 篠 崎 清 二ほか2名	波 崎	波 崎 共 営 漁 業 協 同 組 合

2 指定漁船調書縦覧

- (1) 縦 覧 期 間 昭和62年12月24日から昭和63年 1 月 7 日まで
 (2) 縦 覧 場 所

加 入 区	縦 覧 場 所
波 崎	鹿島郡波崎町 9 4 7 3 - 1 波 崎 漁 業 協 同 組 合
波 崎	鹿島郡波崎町 8 5 7 4 - 3 波 崎 共 営 漁 業 協 同 組 合

●宅地開発事業の工事完了

茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例（昭和47年茨城県条例第46号）第9条の設計確認に係る宅地開発事業について、次の地域の工事が完了したので、同条例第16条第3項の規定により公告する。

昭和62年12月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日立市諏訪町6丁目1017番2, 1020番1, 1033番, 1034番1, 同番2, 1035番, 1034番7, 1012番228, 1034番4, 1037番2, 1012番309, 同番310, 同番311, 2699番77, 同番78, 1032番3

2 事業主の住所及び氏名

東京都台東区上野5丁目17番2号

株式会社 丸正

代表取締役 柳 澤 良 夫

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和62年12月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂湊市平磯町字根本ノ上263-16, 264-5, 265-7, 265-8, 455-7

2 事業主の住所及び氏名

水戸市袴塚3丁目5番36号

茨城交通株式会社

代表取締役 竹内成一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡那珂町向山字中原801番の9, 同番の10, 同番の15, 802番の2から同番の4まで, 803番の3

2 事業主の住所及び氏名

東京都太田区東糀谷5-4-13

大京工業株式会社

代表取締役 沼本美樹

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる区域の名称

鹿島郡鹿島町大字宮中字新町附2015番-1, 2015番-2及び2016番-1

2 事業主の住所及び氏名

行方郡潮来町潮来617, 618

株式会社 セイミヤ

代表取締役 加藤栄一

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和62年12月24日

茨城県知事 竹内藤男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字佐野字古屋敷1150番, 1151番1, 同番2, 1152番1, 同番2, 1153番から1156番まで

2 事業主の住所及び氏名

東京都大田区久が原5丁目16番6号

理化工業株式会社

取締役社長 保知輝吉

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和62年12月24日

茨城県知事 竹内藤男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
水土木指令 第1699号	62.12.17	鬼沢 昇	西茨城郡岩間町 土師614-1	西茨城郡友部町大古山 字大久保598-9	メートル 4.30	メートル 32.00

●道路位置の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり廃止した。

昭和62年12月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

廃止番号	廃 止 年 月 日	申 請 者		廃 止 し た 道 路 の 位 置	廃止した道路 幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
竜土木指令 第1184号	62.12.10	株式会社 丸 増 代表取締役 増田 弘次	三鷹市下連雀 3-4-29	牛久市田宮字落合 236番4	メートル 4.00	メートル 33.07
		安達 健三	渋谷区松濤 1-14-8			

正 誤

●昭和48年4月1日付け茨城県報号外（12）中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
7	上から19	採光, 照明, 採光, 照明	採光, 照明, 換気

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は線下発行) (金 2, 0 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)